

## 新たな労災診療費算定基準（概要）

労災診療費は健康保険の医科点数表に準拠することを前提としつつ、労災独自の措置を定めたものである（昭和52年1月13日付け 基発第72号）。

### 1 労災医療の目的を踏まえた患者へのきめ細かな指導等への評価

項目	点数（金額）	算定対象となる事項等
労災治療計画加算	100点	治療計画の策定
再診時療養指導管理料	920円	機能回復訓練の指導
手指の機能回復指導加算	190点	手、手指の機能のきめ細かな機能回復指導等
再就労療養指導管理料	月1回 420点	再就労に必要な指導事項を記載した「指導管理箋」の作成・交付
② 職業復帰訪問指導料 ・本体 ・スタッフ加算	②380点→②760点(※) ※精神疾患以外570点	・職業復帰のための医療スタッフによる事業場への訪問指導の実施 ・複数名での訪問指導の実施
③ 精神科職場復帰支援加算（仮称）	200点/週	集団的療法における職場復帰支援プログラムの実施
④ 石綿疾患療養管理料（仮称）	225点	石綿関連疾患の療養を計画的に実施

### 2 労災患者特有の傷病に対する評価

項目	点数（金額）	算定対象となる事項等
救急医療管理加算	入院 6,000円 入院外 1,200円	初診時における救急医療の実施
初診時ブラッシング料	91点	治療の前処置としての受傷部位の汚染除去
入院室料加算	1日につき 個室 10,000円 2人部屋 5,000円 3人部屋 5,000円 4人部屋 4,000円	安静や常時監視を必要とする被災労働者の個室等への収容
病衣貸与料	7点	医療機関による病衣の貸与

ADL加算	30点	基本的なリハビリテーションに加え、日常生活動作（ADL）に関するリハビリテーションの実施
-------	-----	--

### 3 労災患者の複雑な受傷状態等に対応した医療機関の負担（事務負担増を含む）の適正評価

項目	点数（金額）	算定対象となる事項等
労災単価	課税医療機関 1点12円 非課税医療機関 1点11.5円  (健保 1点10円)	健保点数による労災診療費の算定時
初診料	3,640円  (健保 270点)	初診時
再診料	1,360円  (健保 69点)	再診時
療養の給付請求書取扱料	2,000円	初回の請求時

### 4 労災患者の重篤性や四肢傷病の早期回復への対応と評価

項目	点数（金額）	算定対象となる事項等
入院基本料	○入院の日から起算して 2週間以内の期間 健保点数の1.3倍  ○上記以降の期間 健保点数の1.01倍	(労災患者の重篤性等を評価)
四肢の傷病に対する処置・手術に係る特例	○四肢 健保点数の1.5倍 ○手・手の指 健保点数の2.0倍	(四肢、手指への集中的で高度な治療と早期の機能回復の支援・評価)

指の創傷処理	○指1本 940点 ○指2本 1,410点 ○指3本 1,880点 ○指4本 2,350点 ○指5本 2,350点  (健保) 創傷の長さに応じて 470点~1,320点	(指への集中的で高度な治療と早期回復の支援・評価)
消炎鎮痛等処置	3部位(局所)まで算定可  (健保 1部位)	(労災に多い複数部位の傷病等への対応を評価)

#### 5 充実したリハビリテーションの実施

項目	点数(金額)	算定対象となる事項等
疾患別リハビリテーション	○心大血管疾患リハビリテーション I 250点 (健保200点) II 100点 ○脳血管疾患等リハビリテーション I 250点 (健保245点、235点) II 200点 (健保200点、190点) III 100点 ○運動器リハビリテーション I 180点 (健保175点) II 180点 (健保165点) III 80点 ○呼吸器リハビリテーション I 180点 II 80点	(早期社会復帰に向けた、きめ細かなリハビリテーションの実施を評価)

疾患別リハビリテーションの上限日数の特例	健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定可  (健保) ・特定の患者のみ算定可能 ・その他は算定単位が減少	(早期社会復帰及び後遺障害の軽減に必要なリハビリテーションを評価)
⑨ 早期リハビリテーション加算	㊦0点(評価なし)→㊦45点  (健保 45点)	(入院早期のリハビリテーションを評価)

⑨